

# 平成17年度みゆき荘事業運営計画

## I. 基本方針

社会福祉の精神に徹し、利用者個人の人権を尊重し職員相互の協調を図り、職員は常に熱意と愛情をもって利用者に接し、住みよい生活の場とする。

### ◎運営の重点

1. 利用者の意志を尊重したサービスの提供
2. 日常生活の保証とふれあいの場づくり
3. 地域交流の推進
4. 専門性のあるサービス提供（職員の資質向上）

## II. 経常事業

| 事業項目        | 事業内容             |  |
|-------------|------------------|--|
| 施設運営のための諸会議 | 1. 企画調整会議        | 1 目的 利用者の日常生活をより充実したものにすため、施設内における業務（日課・行事・クラブ活動等）について、計画実施等の検討と各部署との連絡調整を図るための会議を開催し円滑なる業務運営を図る。<br>2 構成 所長・相談係長・介護主任・主任生活相談員・介護職員・看護職員・栄養士・調理員・事務員<br>3 運営 毎月2回（定例会又は必要の都度）開催し、翌月の行事及び日課等の計画、実施、確認と所管業務の調整について協議決定する。                                    |
|             | 2. ケース検討会議       | 1 目的 利用者のより良い処遇を図るため、コンピューターによる包括的自立支援プログラムのケアプランの作成を行い素早く対応できるようにする。ADL（生活機能・精神機能）長谷川式簡易知能評価スケール・生活歴チャートの作成・日常生活行動意識観察記録により評価し、個別処遇の目標を設定し職員全員で統一処遇に当たる。<br>2 構成 所長・相談係長・介護係長・主任生活相談員・主任介護職員・栄養士・その日の介護勤務等。<br>3 運営 週1回開催し、検討・評価し個別処遇の目標設定及び変更等についても協議する。 |
|             | 3. ケアプラン推進会議     | 1 目的 介護保険制度実施にともない、利用者のより良い処遇を図るため、ケース検討会議で作成された包括的自立支援プログラムのケアプランを円滑にかつ効果的に実施するため、各部署との連絡調整を図る。<br>2 構成 所長・相談係長・介護係長・主任生活相談員・主任介護職員・看護職員・栄養士・その日の介護勤務等。<br>3 運営 毎月1回開催し、ケアプランの実施状況のチェック、見直しを行う。   |
|             | 4. 給食会議          | 1 目的 利用者の嗜好に適し、又、変化に富み且つ栄養を考慮した食事を提供する。<br>2 構成 所長・相談係長・介護係長・主任生活相談員・主任介護職員・介護職員・看護職員・栄養士・調理員・事務員<br>3 運営 毎月1回開催し、前月・今月・翌月の行事等に伴う行事食、希望食又は給食について反省討議をし、各部署との連絡調整を図る。   |
|             | 5. 職員会議<br>施設内研修 | 1 目的 利用者の処遇をよりよくするため施設内研修・研修会報告等を行うと共に職場が人材育成の責任単位であることに鑑み、職員の資質向上と組織の発展を目指す。<br>2 構成 職員全員（非番は除く。）<br>3 運営 毎月1回開催し、施設内、施設外より講師を招き専門的研修、一般教養講座、研修会参加報告等を行う。   |
|             | 6. 行事打合せ会議       | 1 目的 利用者の処遇をよりよくするために、直接処遇部門と間接処遇部門内の連絡調整を図る会議を開催し、円滑なる業務運営を図る。<br>2 構成 所長・相談係長・介護係長・主任生活相談員・主任介護職員・介護職員・看護職員・栄養士・調理員・事務員<br>3 運営 毎月開催し、翌月の行事及び日課等の確認と所管業務の調整について協議する。   |
|             | 7. 広報編集委員会       | 1 目的 利用者施設の状況等を家族等に定期的に知らせ、理解と協力を得連携を密にする。<br>2 構成 1ヶ月交代の班を編成し構成する。<br>3 運営 月1回開催し、委員会開催の翌月に発行する。定期的に発行出来るよう努める。   |
|             | 8. 苦情処理第三者委員会    | 1 目的 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員会を設置する。サービス利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えて、解決に努める。<br>2 構成 理事会で指名された者により開催する。<br>3 運営 随時。   |
|             | 9. 事故対策委員会       | 1 目的 施設内外で発生した事故について調査し、対策を協議する。又原因・要因を把握し、改善策を検討する。<br>2 構成 所長・相談係長・介護係長・主任生活相談員・主任介護職員・介護職員・看護職員・栄養士・事務員。<br>3 運営 随時開催。  |

| 事業項目        | 事業内容  |
|-------------|---|
| 施設運営のための諸会議 | <p>10. 身体拘束廃止委員会</p> <p>1 目的 身体拘束について調査し、対策を協議する。又原因・要因を把握し、改善策を検討する。</p> <p>2 構成 所長・相談係長・介護係長・主任生活相談員・主任介護職員・介護職員・看護職員・栄養士・事務員。</p> <p>3 運営 随時開催。</p>  |
| 施設運営計画      | <p>1. 総合基本方針</p> <p>1 利用者</p> <p>① 入所者の健康管理（協力診療所と密接な連携）</p> <p>② 認知症老人等重介護老人の介護体制の確立（毎日の打ち合わせを充実、ケースワーク、グループワーク）</p> <p>③ 家族との緊密化（家族会との協力、家族の行事参加を図るため開催日を検討する。）</p> <p>④ 地域との交流（地区諸団体等との交流）</p> <p>⑤ 意欲的な生活（一日三回の寝食分離、クラブ活動、機能訓練、新規行事の導入、利用者職員懇談会、相談の日の開催）</p> <p>2 職員</p> <p>① 責務の自覚（心からの処遇）</p> <p>② 創意工夫（介助・介護の方法、積極的な離床、ケアプランの把握、一人ひとりの考え方を大切にしながら新規行事の導入）</p> <p>③ 職員相互の協調（相助け合う）</p> <p>④ 各自健康管理に留意する。</p> <p>2. 指導等の基本方針</p> <p>1 生活指導</p> <p>① 利用者の身体、性格、環境、家族状況等の実態把握</p> <p>② ケースワーク、グループワークを通じ、良き理解者、相談相手となる。</p> <p>③ 利用者からの苦情を受け付ける。</p> <p>2 機能訓練</p> <p>① 利用者の残存能力、現状を把握し、日常生活に活用でき個々に適した訓練をする。</p> <p>3 衛生管理</p> <p>① 身辺の清潔、疾病の予防に重点を置く。（手洗い・うがいの励行、床頭台・冷蔵庫中の整理整頓）</p> <p>3. 利用者の処遇上の評価検討</p> <p>1 評価の基準及び方法</p> <p>① 利用者予備調査（入所前に訪問調査をする。）</p> <p>② 入所時のオリエンテーション（日課等の説明）</p> <p>③ 包括的自立支援プログラムによるケアアセスメント表とケアプラン表の作成</p> <p>④ コンピューターによるケアプラン管理票の処遇チェック</p> <p>⑤ ADLの調査（入所時と毎年2回全員実施）</p> <p>⑥ 長谷川式簡易知能評価スケール（入所時と毎年2回）</p> <p>⑦ 日常生活行動意識観察評価スケール（ケース記録、介護記録）</p> <p>⑧ 生活歴チャートの作成</p> <p>⑨ 内容 利用者の個別的処遇のために、ADL等の評価を通して、それぞれの生活能力に適した処遇を検討する。随時ケース検討会を開催する。又、それと並行して、処遇の流れのチェック機構として、定期的に自主点検し企画調整会議に諮り、更に創意工夫を凝らす。</p> <p>⑩ 利用者からのサービス評価調査（年1回以上）利用者から施設のサービスについての評価、希望の調査を行う。希望については処遇計画表に記録し、出来る限り実現出来るよう取り組む。</p> <p>⑪ 身体拘束廃止を目標に個別処遇の充実を図る。</p> <p>4. 利用者の処遇</p> <p>1 行事計画</p> <p>利用者に対して、生活意欲と自信を与えるため、クラブ活動など娯楽と教養のための機会を持つと共に、各種行事を積極的に行う。</p> <p>① 計画 年間計画、月間計画、週間計画を設け別途行事計画表を作成する。</p> <p>② 行事内容</p> <p>ア. 地域との交流を密にするため、交流会を設ける。又、伝統的行事祭り等も取り入れる。（地域の老人会との交流、とんど祭り、地下日待ち、盆踊り、神楽会、和光苑との交流、将棋大会等）</p> <p>イ. 季節季節の行事を行う。（花見・餅つき・豆まき・ひな祭り等）</p> <p>ウ. 恒例的な行事を行う。（誕生会・映画会・敬老会・生活発表会等）</p> <p>エ. 利用者と一緒に出身地を訪ね、家族、地域とのふれあいの様子をビデオ、写真等で施設内にも紹介する。（ふるさと訪問）</p> <p>2 処遇</p> <p>① 日課 日常生活にゆとりとふれあいの場づくりを図るため、居室活動を積極的に行う。又、ケースワーク、グループワークを積極的に取り入れ、その過程で利用者の特性等を見出し、個別処遇へと展開させていく。毎日の申し送り、翌日の日課の打ち合わせ会等を行い、入所者の戸惑いをなくす。（2週間毎に日課表を作成し実施にあたる。）</p> <p>② 給食</p> <p>ア. 嗜好と栄養のバランスを考える。 オ. オーダー形式選択食を取り入れる。（月2回）</p> <p>イ. 屋外食等を工夫する。 カ. ホーム喫茶。（月1回）</p> <p>ウ. 季節感のある献立。 キ. バイキング方式での給食実施（朝・昼・夕）</p> <p>エ. 医師の指示の厳守。</p> <p>③ 教養娯楽 日常生活に変化と潤いを持たせるため、下記の行事を行う。</p> <p>ア. クラブ活動（書道・園芸・カラオケ・手芸・生け花・民謡・ゲーム）（本人負担も有）</p> <p>イ. 出張販売（本人負担）</p> <p>ウ. 散髪、ショッピング（本人負担有）</p> <p>エ. 常設の喫茶コーナー（本人負担有）</p> <p>3 保健衛生</p> <p>① 健康管理 利用者の年齢に鑑み嘱託医師（1名）の診療と治療を徹底する。</p> <p>ア. 医師による診療、治療（火・週1回）</p> <p>イ. 健康状態観察（血圧・体温等測定、年1回全入所者の健康診断、体重測定年3回、検尿年2回）</p> <p>ウ. 入浴及び清拭等の皮膚状態の観察（褥瘡の予防）</p> <p>エ. 心の健康管理の徹底（ケースワークの7原則を守った話しかけ）</p> |



| 事業項目   |           | 事業内容   |
|--------|-----------|--|
| 施設運営計画 | 8. 非常災害対策 | <p>③ 施設外研修<br/>ア. 関連系統団体等が主催する研修会・講習会には、積極的に参加する。</p> <p>4 人事考課<br/>① 職務能力の公正な評価と能力開発に役立てるため9月、3月に個人目標、自己申告書、人事考課表を個々に作成させ面接を行ない、職員個々の意欲を喚起し、組織の活性化を図る。</p> <p>1 利用者の特殊性に鑑み、非常災害時の対応には、万全を期する。<br/>① 体制 非常災害時には、消防計画規定に基づいて対応する。<br/>消防計画規定による自衛消防隊の編成及び責務</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>隊長 一副隊長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡係……………火災自動通報装置による関係機関への通報<br/>(利用者・消防署・小向地区)</li> <li>消火係……………スプリンクラー、屋内消火器による初期消火</li> <li>救護係……………負傷者等の応急援護</li> <li>誘導係……………利用者の避難、誘導</li> <li>防護安全係……………建築設備及び危険物取扱いの停止</li> </ul> <p>└ 本部長 (指揮係)</p> </div> <p>② 予防<br/>ア. 火気取り締まり……………みゆき荘内外を区分し、火元取り締まり責任者を定め、火災予防に努める。<br/>イ. 自主点検……………みゆき荘内外を毎日火気点検し記録する。(夜勤者)<br/>建築物、消防用設備、火気使用設備器具、危険物設備、電気設備等、地下タンク(5月・11月)<br/>空調設備保守(5月・10月)<br/>ウ. 喫煙……………利用者、来所者の喫煙は、防火・健康のため場所を定め、一部マッチ、ライター等は介護職員室で保管する。</p> <p>③ 避難訓練<br/>ア. 避難誘導訓練、緊急通報訓練、消火訓練を含め年2回以上は実施する。又、それぞれの訓練には消防署の指導を依頼する。(夜間想定は年1回実施する。)<br/>イ. 通報訓練(消火訓練も含む)は、機器の取り扱い方を熟知するため、毎月1回を目標に実施するようにする。<br/>ウ. 消防機関との連携……………消防署の消火器(その他器具使用)の実施指導、講習を年2回行う。</p> |

### Ⅲ. 特別事業

| 事業項目       |              | 事業内容   |
|------------|--------------|--|
| 短期入所生活介護事業 | 1. 短期入所      | 1 在宅介護支援センター及び各町村役場と連携を密にして、短期間家族に代ってお世話させて頂き、地域福祉の向上に寄与する。利用者の調整等は施設で行う。コンピューターの導入により期間、請求事務等を素早く処理する。(専用ベッド4床申請済)  |
| 施設独自の事業    | 2. 給食サービス    | 1 地域住民への給食サービスを提供し、地域福祉の向上に寄与する。(依頼があれば毎日)   |
| 地域交流事業     |              | 1 施設機能を地域に開放し、地域住民と利用者との交流の機会を設け、利用者の生きがいを充実させると共に、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とし次の事業を行う。<br>① みゆき荘入所者の家族の宿泊<br>② 教養講座の開設<br>③ 子供から老人までのふれあい事業<br>④ その他福祉の増進のために必要な事業  |
| 居宅介護支援事業   | 1. 居宅サービス計画  | 1 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、利用者の特性に応じた自立支援及び介護予防の為の居宅サービス計画を作成し、計画が適正に、かつ効果的に実施されるよう、サービス担当者会議等を開催し、利用者本人、家族、各サービス担当者等と緊密な連絡を取り合う。又、定期的に利用者宅を訪問し、サービスの実施状況を把握し、評価し、課題があれば速やかに計画の変更を行う。<br>2 居宅での生活が困難になり、利用者が介護保険施設への入院・入所を望んだ際には、主治医の意見を参考にし、然るべき施設への紹介の便宜を図る。又、病院、施設からの退院、退所の際には各事業所のサービス担当者で連携を密にして退院・退所後の在宅生活が継続出来るよう相談に応ずる。 |
|            | 2. サービス担当者会議 | 1 介護支援専門員のケアプランにそった介護保険サービスが適正かつ効果的に提供できるように関係事業所のサービス担当者が打合せをする会議を毎月開催する。   |